

○防衛省令第十九号

自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百九十八号）の施行に伴い、及び自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十条の二第二項の規定に基づき、標準的な官職を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十一月二十七日

防衛大臣 中谷 元

標準的な官職を定める省令の一部を改正する省令

標準的な官職を定める省令（平成二十六年防衛省令第九号）の一部を次のように改正する。

本則の表一の項第二欄中「海洋業務群司令部」を「海洋業務・対潜支援群司令部」に改める。

附 則

この省令は、平成二十七年十二月一日から施行する。